

令和4年9月1日

三木市各区長 様

公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金
事務局参事（北播磨地域担当）
（兵庫県北播磨県民局総務企画室長）

兵庫県住宅再建共済制度のパンフレット回覧について(協力依頼)

平素は、兵庫県住宅再建共済制度の普及啓発に多大のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ご案内のように、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を基に、被災者の住まい再建、ひいては地域・まちの早期再生を図ろうとするもので、あらゆる自然災害に備える「住宅所有者の共助の仕組み」として兵庫県が条例で定めている制度です。

制度創設から16年が経過し、今年5月31日現在では、169,058戸の加入をいただいておりますが、加入率は全県で9.6%であり、低迷しているのが実情です。

私どもといたしましては、この制度を、もっと多くの県民の方々に知っていただき、併せて加入を検討願いたく、このたび、貴区（自治会）の皆様にご案内させていただくところです。

つきましては、ご多忙の折、大変お手数をおかけしますが、別紙回覧用紙により、案内パンフレットを貴区（自治会）の皆様にご覧いただきますようご協力をお願い申し上げます。

なお、北播磨県民局では、①市町庁舎等で実施する出張相談（共済の説明、個別の相談、加入申込みの受付）や、②地域の自主防災行事や諸会合等での共済のご説明、③自治会組織等から、地域ぐるみでの加入を呼びかけていただく「フェニックスサポーター」の登録受付も実施しております。せいぜいご利用願います。

【お問い合わせ先】

北播磨県民局総務企画室（駐在）

フェニックス共済相談員 山口

TEL 0795（42）9309

FAX 0795（43）0169

追記：9月21日（水）は吉川支所1階エントランスにおいて、9月22日（木）は三木市役所3階プロムナードにおいて、それぞれ午前10時～正午、午後1時～3時の間、出張相談を実施します。

※北播磨県民局ホームページとひょうご防災ネット（北播磨県民局からのお知らせ）で随時ご案内しています。

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のご案内

兵庫県北播磨県民局
(公財)兵庫県住宅再建共済基金

自然災害はいつ起きるかわかりません。だから、自然災害には備えが必要です。あらゆる自然災害に備えて、兵庫県が実施している**兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）**に加入していただきますようご案内いたします。

○加入済みの方は、引き続き継続をお願いします。(※特約、家財もお忘れなく)

○未加入の方は、この機会にぜひ加入をお願いします。

加入申込みは、裏面5の方法によるほか、下記「出張相談」をご利用願います。案内パンフレットが必要な方は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

【出張相談の実施】

9月21日（水） 吉川支所1階エントランス

9月22日（木） 三木市役所3階プロムナード

受付時間はいずれも午前10時～正午、午後1時～3時の間です。

※相談員による 共済制度の説明、個別の相談、加入申込みの受付を行います。

※加入申込みされる方は、金融機関の口座番号・届出印またはクレジットカードをご用意ください。

1 フェニックス共済ってなあに？

ア 多くの住宅が被災した阪神・淡路大震災の経験と教訓から生まれた制度です。

イ 被災者の支援、地域・まちの早期再生のためには、住宅の復興が重要と考え、平成17年に**兵庫県**が創設した、県条例に基づく共済制度です。

ウ 共済加入者からの掛金を**基金**として積み上げ、兵庫県内で自然災害により被災した加入者の**住宅再建**に給付を行う「**住まい再建**」のしくみです。

エ 加入していただくことによって、加入者ご自身の「**自らの備え**」となりますし、加入者同士が助け合う「共助の仕組み」として、ほかの加入者の被災住宅の再建にも役立っています。

オ 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。

2 誰でも加入できますか？

① **住宅再建共済**は、兵庫県内に戸建て住宅、分譲マンション、賃貸住宅をお持ちの方が加入できます。(1つの住宅に1契約に限ります。以下同じ。)

② **準半壊特約**は、住宅再建共済に加入の方が加入できます。

- ③ **家財再建共済**は兵庫県内の住宅（賃貸住宅を含む）にお住まいの方が加入できます。

※ マンション管理組合向けのマンション共用部分再建共済制度については別途お問い合わせください。

3 地震保険や他の共済に加入していても大丈夫なの？

地震保険や他の共済に加入していても、フェニックス共済加入の際に申告義務はなく、併せて加入できます。また、同じ災害を原因として、地震保険や他の共済から給付を受けても、これとは別にフェニックス共済からも給付（4に記載の金額）を受けることができます。

4 掛金や給付金はいくらなの？

- ① 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、住宅再建共済の掛金は年額5,000円の定額負担です。給付金は、半壊以上の被害認定を受けた住宅に代わる住宅を建築・購入した場合は600万円であり、半壊以上の被害認定を受けた住宅を補修した場合は損害割合に応じて、全壊200万円、大規模半壊100万円、中規模半壊又は半壊50万円となっており、すべて一定額です。建築・購入、補修しない場合の給付金も一定額の10万円です。
- ② 準半壊特約と家財再建共済の掛金、給付金についても、すべて一定額です
- ③ 新規加入の場合の掛金は、約款の規定によりその年度の3月までの月数により算出した金額です。
- ④ フェニックス共済の掛金は、地震保険料控除の対象ではありません。

5 申込みはどうしたらいいの？

- ① 案内パンフレットに付いている加入申込書により、いつでも郵送でお申し込みになれます。
- ② 兵庫県内郵便局（簡易局を除く）と、北播磨県民局総務防災課では、加入申込書により、直接お申し込みできます。
- ③ スマホやパソコンからインターネットによるお申込み（クレジットカード支払いに限定）が便利です。兵庫県住宅再建共済基金のホームページ <https://www.jutakusaiken.jp/index.html>（又はフェニックス共済から検索）をご利用ください。

6 給付を受けるためには？

- ① 給付を受けるためには、住宅の建築・購入・補修、家財の購入・修復が必要です。なお、4に記載のとおり住宅を建築・購入・補修しない場合の給付もあります。
- ② いずれも、市町が発行する「り災証明書」に基づく損害割合をもとに給付が受けられます。被災されましたら、まずはお住まいのある市町に被害認定を依頼してください。

〈お問い合わせ先〉

兵庫県北播磨県民局総務防災課（駐在）

（公財）兵庫県住宅再建共済基金 フェニックス共済相談員 山口

TEL 0795（42）9309 FAX 0795（43）0169

※相談員が、御自宅、自治会、各種団体・事業所におうかがいしてフェニックス共済のご説明や加入受付もさせていただいております。お気軽にお声かけください。

兵庫県が実施する【兵庫県住宅再建共済制度】

フェニックス 共済



自然災害で被災した住まいの建築・購入・補修に備える



だから、

小さな負担で、大きな安心。

年額

5,000円の掛金で

最大

600万円の給付!



フェニックス
サポーター
はばタン



兵庫県



公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金



☎078-371-1000 (平日9:00~17:00)

神戸市中央区中山手通6丁目1番1号 兵庫県生田庁舎2階 FAX 078-371-1010

URL: <https://www.jutakusaiken.jp>

フェニックス共済 検索 ←

QRコードよりアクセスしていただくこともできます。



住宅をお持ちの方の

住宅再建共済

損害割合20%以上

年額 **5,000**円
 再建・補修時等に
最大600万円給付!

加入対象者 県内に戸建て、分譲マンション、賃貸住宅等をお持ちの方

対象住宅 県内にある住宅(1つの住宅に1契約)

準半壊特約

損害割合10%以上20%未満

年額 **500**円
 補修時等に
25万円給付!

加入対象者 住宅再建共済にご加入の方

損害割合10%未満[準半壊に至らない(一部損壊)]
 は給付対象外です

プラス

【給付について】

被災されましたら、まずは住宅の所在地市町に被害認定を依頼し、「り災証明書」の交付を受けてください。
 ※「り災証明書」の申請には期限があり、各市町で確認願います。

住宅の被害認定(損害割合)	建築・購入した場合	補修した場合	建築・購入、補修しない場合
全壊(50%以上)	600万円	200万円	10万円
大規模半壊(40%以上50%未満)		100万円	
中規模半壊(20%以上40%未満) 又は半壊		50万円	
特約 準半壊(10%以上20%未満)	25万円	25万円	10万円



- ① 住宅とは、居室、専用の玄関・台所・トイレの全てを有するものをいいます。
- ② 年度途中で脱退されても、既に払い込まれた当該年度の掛金(共済負担金)は返金できません。
- ③ 自然災害に起因しない火災での被害は、対象となりません。
- ④ 県外での建築・購入の場合、給付金は半額となります。
- ⑤ 賃貸住宅等をお持ちの方については、建築・購入、補修しない場合や、県外で建築・購入する場合は給付の対象外です。
- ⑥ 給付条件に該当しない「り災証明書」では給付できません。



Q1 加入日はいつから?

A1 郵送の場合は、加入申込書が共済基金に到着した日が加入日です。
 インターネットによる申込の場合は、申込の翌日が加入日です。

Q2 共済掛金の支払時期は?

A2 【毎年度支払の場合】
 加入初年度：翌月27日に口座振替し、又は翌月以降にクレジットカード会社から請求します。
 翌年度1年分：毎年3月27日に口座振替し、又は4月以降にクレジットカード会社から請求します。*ただし、3月に申し込んだ場合、3月分+翌年度1年度分の口座振替は4月27日

【複数年一括支払の場合】

加入初年度分と複数年一括支払分を口座振替(翌月27日)し、又はクレジットカード会社から請求(翌月以降)します。

Q3 加入申込書提出から加入証書が届くまでの期間は?

A3 加入申込書提出から加入証書発送まで、約1年半~2年半かかります。
 その間は給付の対象ですが、掛金の入金がなければ給付の対象外となります。

Q4 相続や転居等があった場合は?

A4 相続人や転居先等について、当基金へご連絡いただければ、届出書類をお送りします。

Q5 給付金の申請期間は?

A5 災害発生日から5年以内です。

Q6 地震で発生した火災は対象になるの?

A6 地震、落雷など自然災害を原因として発生した火災(類焼を含みます)も給付対象となります。

Q7 賃貸住宅のオーナーは加入できるの?

A7 賃貸住宅の所有者として住宅再建共済に加入できます。
 家財再建共済は、居住者(入居者)に加入資格がありますので、賃貸住宅のオーナーは加入できません。

Q8 他の地震保険等と同様、地震保険料控除対象になるの?

A8 本共済は兵庫県の条例に基づき、あらゆる自然災害からの住宅再建を県民相互が助け合うもので、地震保険ではありません。このため、地震保険料控除の対象ではありません。

「自らの備え」「被災者への支援」となります。

家財再建共済

単独加入 年額 **1,500円** で

住宅とセット加入の場合 年額 **1,000円** で

最大 **50万円** 給付!

加入対象者	県内の住宅にお住まいの方
対象家財	住宅の中にある全ての家財(1つの住宅に1契約)

【給付について】

左記の「り災証明書」の交付を受けてください。

住宅の被害認定 (損害割合)	購入または修復した場合
全壊 (50%以上)	50万円
大規模半壊 (40%以上 50%未満)	35万円
中規模半壊 又は半壊 (20%以上 40%未満)	25万円
床上浸水	15万円

- ⚠️ ① 左記の①～③・⑥の事項は、家財再建共済でも同様です。
② 落雷等で家財のみが被害を受けた場合は、給付の対象外です。

3年・5年・10年 一括払いで、お得!

	初年度掛金 (申込月から 年度末3月まで)	翌年度から複数年一括掛金			
		3年	5年	10年	
住宅再建共済のみ	500円×月数 (上限5,000円)	+	14,000円 (1,000円)	23,000円 (2,000円)	45,000円 (5,000円)
家財再建共済のみ	150円×月数 (上限1,500円)	+	4,200円 (300円)	6,900円 (600円)	13,500円 (1,500円)
住宅再建+特約	550円×月数 (上限5,500円)	+	15,400円 (1,100円)	25,300円 (2,200円)	49,500円 (5,500円)
住宅再建+家財再建	600円×月数 (上限6,000円)	+	16,800円 (1,200円)	27,600円 (2,400円)	54,000円 (6,000円)
住宅再建+特約+家財再建	650円×月数 (上限6,500円)	+	18,200円 (1,300円)	29,900円 (2,600円)	58,500円 (6,500円)

※ () は割引額
加入時のみ、合わせてお支払いいただきます。



● 制度や加入についてのお問い合わせ
コールセンター (平日9:00～17:00)

078-371-1000

FAX 078-371-1010

フェニックス共済 検索 ←

詳しい内容やご加入は、HPでもご案内しています。

給付金を支払った主な災害

被災年月	災害 (主な被災地域)
平成21年8月 8月	8月豪雨 (中播磨) 台風第9号災害 (西播磨・但馬)
平成23年9月	台風第12号災害 (東播磨・北播磨・中播磨)
平成24年2月 4月	2月雪害 (但馬) 強風・豪雨災害 (神戸・阪神南・西播磨)
平成25年4月 9月	淡路島を震源とする地震 (淡路) 台風第18号災害 (北播磨・丹波)
平成26年2月 8月	2月雪害 (丹波) 8月豪雨災害 (神戸・阪神北・丹波)
平成28年9月	台風第16号災害 (淡路)
平成29年1月 10月	1月雪害 (丹波) 台風第21号災害 (神戸・阪神北・中播磨・但馬)
平成30年6月 7月 8月 9月	大阪府北部地震 (阪神南・阪神北) 7月豪雨 (神戸・北播磨・西播磨・但馬・丹波) 台風第20号災害 (神戸・阪神北・東播磨・淡路) 台風第21号災害 (神戸・阪神南・阪神北・北播磨・淡路)

給付金額 (給付戸数)

- ①住宅再建共済 677,200千円 (433戸)
②家財再建共済 16,700千円 (93戸)
合計 (①+②) 693,900千円 (526戸)

令和4年3月末現在

ご加入者さまのお声をご紹介します。

被災した際に必要だと実感したのは人手とお金でした。給付金は簡単な申請手続きですぐに給付され、助かりました。(40歳代/女性)



まさか、自分たちにこういうことが起こると思っても寄らず、掛金も少なく安心するので軽い気持ちで加入しました。被災した時は、本当に落ち込みましたが、給付金が受け取れることがわかり、加入してよかったと思います。(50歳代/男性)



被災し、精神的に悲しい、辛い気持ちになりました。共済給付金がすぐに給付され、家具などが購入でき本当に助かりました。(70歳代/男性)





兵庫県住宅再建共済制度約款(抄)

約款をご契約の前に必ずお読みいただき、ご了承の上でお申し込みください。

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度について、兵庫県住宅再建共済制度条例(平成17年兵庫県条例第41号。以下「条例」といいます。)第4条第1項に規定する共済制度(以下「住宅再建共済制度」といいます。)に加入する者と、兵庫県から住宅再建共済制度の運営を委託された公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「共済基金」といいます。)との間で締結される共済契約に関して定めるものです。

第1章 住宅再建共済制度への加入

加入資格

第1条 住宅再建共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者(個人又は法人を問いません。)です。

加入単位及び加入の対象となる住宅

第2条 住宅再建共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。

2 住宅再建共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。別棟の店舗や倉庫、塀やカーポート等付属の工作物は対象となりません。

3 前項の住宅は、1つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があります。この場合において、1つの世帯が独立して生活を営むことができるか否かは、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。

- (1) 1つ以上の居室
(2) 専用(社宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅にあっては、共用を含みます。次号及び第4号において同じです。)の炊事用流し(台所)
(3) 専用のトイレ
(4) 専用の出入口

加入の手続

第3条 住宅再建共済制度への新たな加入(以下「新規加入」といいます。)の申込み又は条例第5条第2項の申出(以下「特約加入の申出」といいます。)は、加入申込書兼申出書兼預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(以下「加入申込書」といいます。)に必要事項を記載の上、加入申込書を共済基金に提出して行うものとします。この場合において、加入申込書が共済基金に到達した日を加入日とします。ただし、事故その他の特別の事情により、到達した日を特定することができない場合は、消印日の翌日を加入日とします。

2 前項の加入申込書の提出は、必要事項を共済基金のホームページに入力し、送信することで代えることができます。この場合において、入力データの受信を行った翌日を加入日とします。

3 共済契約は、第5条に規定する共済期間が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により継続して加入しない旨の申出がない限り、引き続き共済期間についての加入(以下「継続加入」といいます。)の申込みがあったものとして、自動的に更新するものとします。なお、第4条の規定により住宅再建共済負担金を、新規加入に係る共済期間を除く連続する複数の共済期間数分一括して払い込む方法(以下「複数年一括支払」といいます。)を選択している場合は、払い込んだ共済期間が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により申出がない限り、引き続き同数の共済期間数分の複数年一括支払を選択したものとします。

4 住宅再建共済制度へ3月に新規加入をする場合には、新規加入と継続加入について、併せて申込みがあったものとします。

5 住宅再建共済負担金は、加入者が指定した金融機関等(以下「指定金融機関」といいます。)を通じて、自動口座振替(株式会社ゆうちょ銀行にあっては、自動払込み。以下同じです。)又は、クレジットカード(共済基金指定のものに限ります。)により払い込むものとします。

6 住宅再建共済負担金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日(自動口座振替日)となります。クレジットカードにより払い込む場合においては、カード会社指定の日に引き落とされます。

- (1) 新規加入 加入日の属する月の翌月の27日
(2) 継続加入 継続加入に係る共済期間の直前の3月27日。ただし、第4項の規定による継続加入については、4月27日
(3) 新規加入時に複数年一括支払を選択した場合は、新規加入分と複数年一括支払分と合わせて、加入日の属する月の翌月の27日に払い込むものとします。

7 自動口座振替日に自動口座振替による払込みがなされなかったときは、自動口座振替日の属する月の翌月の27日(その日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日)に、再度、自動口座振替により払い込むものとします。

8 共済基金が別に定める場合においては、第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、共済基金が別に定める方法により、加入の申込み又は特約加入の申出を行い、及び住宅再建共済負担金を払い込むことができるものとします。

住宅再建共済負担金等

第4条 住宅再建共済負担金は、年額方式とし、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。

- (1) 新規加入 月額500円に加入日の属する月からの年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円)
(2) 継続加入 年額5,000円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、次の表の左欄に掲げる複数年一括支払を行う場合における住宅再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第1号の規定により減額することとし、年額5,000円に当該共済期間数を乗じて得た額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	1,000円
5	2,000円
10	5,000円

2 特約加入の申出をする場合における住宅再建共済負担金の額は、前項の金額に次に掲げる金額を加えた額とします。

- (1) 新規加入 月額500円に加入日の属する月からの年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が500円を超えるときは、500円)
(2) 継続加入 年額500円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、次の表の左欄に掲げる複数年一括支払を行う場合における住宅再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第1号の規定により減額することとし、年額500円に当該共済期間数を乗じて得た額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	100円
5	200円
10	500円

3 加入申込みをする者が、既に、兵庫県家財再建共済制度約款による家財に係る共済制度に加入している場合において、この約款第3条第5項の規定により払い込む額は、当該住宅再建共済負担金の額から、兵庫県家財再建共済制度約款第4条第4項の規定に基づき、共済基金が別に定める割引額を減じて得た額とします。

共済期間

第5条 共済期間は、次のとおりとします。

- (1) 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
(2) 継続加入 4月1日から翌年の3月31日まで

第2章 住宅再建共済給付金

住宅再建共済給付金の給付

第6条 加入に係る住宅(以下「対象住宅」といいます。)が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因とする災害(以下「自然災害」といいます。)により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、加入者の給付申請に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額の住宅再建共済給付金を給付します。

区分	給付額
(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合(建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合)	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が中規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

2 対象住宅(特約加入の申出に係る対象住宅)に限ります。以下この項及び第7条第4項第2号エにおいて同じです。)が、自然災害により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、準半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、加入者の給付申請に基づき、それぞれ同表の右欄に掲げる額の住宅再建共済給付金を給付します。

区分	給付額
(1) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築若しくは購入をした場合、又は対象住宅の補修をした場合(建築又は購入をする住宅が兵庫県の区域以外に所在する場合)	25万円 (12万5千円)
(2) 対象住宅が準半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

3 住宅再建共済給付金の給付を受けた後であっても、次条第1項の期間内に本条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、この区分に応じて同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の住宅再建共済給付金を給付するものとします。

4 加入者が自らの居住の用に供していない住宅(以下「賃貸住宅等」といいます。)である対象住宅が自然災害により被害を受けた場合における第1項の表の(1)又は第2項の表の(1)に規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。

5 第1項の全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊、及び第2項の準半壊とは、内閣府の定める災害の被害認定基準(令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)により、当該自然災害に関して市町が認定しなされる認定に基づくものとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区分	被害の程度
全壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失した程度。すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、流失、埋没若しくは焼失した部分の床面積(以下「損壊部分」といいます。)がその住宅の延床面積の70%以上を占めたもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和三十五年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいいます。)の補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊又は半壊	住宅がその居住のための基本的機能を一部を喪失した程度。すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上50%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合が20%以上40%未満のもの
準半壊	半壊に準する程度の住宅の損壊で、補修を必要とする程度のもの(ただし、ガラスが複数破損した程度のごく小さなものは除く。)のうち、損壊部分がその住宅の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合が10%以上20%未満のもの

住宅再建共済給付金の給付申請期間等

第7条 住宅再建共済給付金の給付申請は、自然災害が発生した日から起算して5年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に給付申請をすることができない場合には、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期限経過後の給付申請が認められる場合があります。

- 2 住宅再建共済給付金は、原則として、前条第1項又は第2項の表の左欄のいずれかに該当することとなったときから、給付申請することができるものとします。
3 前項の規定にかかわらず、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を行うことを証する書類がある場合その他当該建築若しくは購入又は補修を行うことが明らかであると認められる場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行う前に給付申請をし、住宅再建共済給付金の給付を受けることができます。
4 前項の給付を受けることができる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされなかったときには、当該住宅再建共済給付金の全額を返還していただきます。

- (1) 対象住宅に代わる住宅の建築又は購入を行うことを証する書類がある場合 300万円(対象住宅が準半壊の被害を受けた場合)にあっては、25万円)
(2) 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行うことが明らかである場合(前号に該当する場合を除きます。)
ア 対象住宅が全壊の被害を受けた場合 200万円
イ 対象住宅が大規模半壊の被害を受けた場合 100万円
ウ 対象住宅が中規模半壊又は半壊の被害を受けた場合 50万円
エ 対象住宅が準半壊の被害を受けた場合 25万円

住宅再建共済給付金の給付申請手続

第8条 住宅再建共済給付金の給付申請は、次に掲げる書類を共済基金に提出して行うものとします。

- (1) 住宅再建共済給付金給付申請書
(2) 対象住宅の所有権を証する書類(対象住宅の登記事項証明書等の写し)
(3) 対象住宅について市町が発行した災害証明書の写し
(4) 第6条第1項の表の(1)から(4)まで又は同条第2項の表の(1)のいずれかに該当する場合

- には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類（登記事項証明書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に定める検査済証、領収書の写し）
- (5) 前条第3項による給付申請を行う場合には、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類
- ア 前条第4項第1号に該当する場合 対象住宅に代わる住宅の建築又は購入を行うことを証する書類の写し
- イ 前条第4項第2号に該当する場合 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行うことを約する書類
- (6) その他共済基金が必要と認める書類

第3章 共済契約の解除等

共済契約の解除

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。

- 第3条第7項の自動口座振替による住宅再建共済負担金の払込みがなされなかったとき。
- 加入者が、虚偽の内容により、加入の申込み（特約加入の申出を含みます。以下同じです）、住宅再建共済給付金の給付申請又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき。
- 加入者が、次のいずれかに該当するとき。
 - 反社会的勢力に該当すると認められること。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 前項各号のいずれかに該当したため共済契約を解除した場合は、住宅再建共済給付金は給付せず、住宅再建共済給付金を既に給付していたときにあっては、当該住宅再建共済給付金の全額を返還していただきます。
- 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた当該共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。
- 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行います。

共済契約の消滅

第10条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、消滅するものとします。

- 自然災害以外の原因により、対象住宅が滅失し、又は第2条に規定する加入の対象となる住宅でなくなったとき。
- 住宅再建共済制度に係る加入者が対象住宅の所有者でなくなったとき。
- 第12条の規定により加入者の地位が承継される場合は、共済契約は、消滅しないものとします。
- 加入者は、第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、共済基金に届け出なければならぬものとします。
- 共済契約が消滅した場合は、既に払い込まれた当該共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

共済契約の無効

第11条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- 第1条に規定する住宅再建共済制度に加入することができる者以外の者が、加入の申込みをし、住宅再建共済負担金を払い込んだとき。
- 第2条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、住宅再建共済負担金を払い込んだとき。
- 前項の場合において、加入の申込みをした者に故意又は重大な過失がないときは、既に払い込まれた住宅再建共済負担金の全部又は一部を返還するものとします。

加入者の地位の承継

第12条 加入者について相続、合併又は分割があった場合は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人が加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届け出なければならぬものとします。

2 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲受人が、その対象住宅の譲渡人の同意を得たことを証する書面を共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

共済契約の解約

第13条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。

- 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力を失うものとします。
- 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた当該共済期間以前に係る住宅再建共済負担金は、返還しません。

第4章 その他

譲渡及び担保の禁止

第14条 加入者は、住宅再建共済給付金の給付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供することができないものとします。

共済基金への届出が必要となる場合

第15条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、直ちに、書面によりその旨を共済基金に届け出なければならぬものとします。この届出がないときには、住宅再建共済給付金の給付を受けられないことがあります。

- 自然災害により対象住宅が滅失したとき。
- 加入者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。
- 自動口座振替に係る口座又は支払方法を変更したとき。
- その他加入申込書の記載事項に変更があったとき。

通知の方法

第16条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項について、加入申込書に記載されている住所に通知をします。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をしなかったために、共済基金からの通知を受領することができなかったとしても、共済基金が責めを負うことはないものとします。この場合には、共済基金が通知を発した日の翌日をもって効力が発生したものとします。

不服の申立て

第17条 住宅再建共済給付金の給付に係る共済基金の決定に不服がある場合は、共済基金の決定

があったことを知った日から3月以内に、書面で、共済基金に対して不服の申立てをすることができます。

- 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から60日以内に不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人に通知します。
- 前項の決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

この約款の解釈の基準

第18条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである兵庫県住宅再建共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

兵庫県家財再建共済制度約款（抄）

※住宅再建共済制度約款とは異なる部分のみ記載します。以下に記載の条文以外は、P4～5の約款の対応する条文をご覧ください（ホームページでも全文ご覧いただけます）。

加入資格（第1条）

家財再建共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している個人又は兵庫県の区域内に存する住宅に居住する個人です。

加入単位及び加入の対象となる家財（第2条第1項及び第2項）

家財再建共済制度は、1戸の住宅に存する家財について1の加入ができるものとし、1戸の住宅に存する家財について重複して加入することはできません。

家財再建共済制度の加入の対象となる家財は、加入者が居住する住宅に存する家財です。

家財再建共済負担金等（第4条）

家財再建共済負担金は、年額方式とし、1戸の住宅に存する家財につき、次に掲げる金額とします。

- 新規加入 月額150円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,500円を超えるときは、1,500円）
- 継続加入 年額1,500円。ただし、加入の申込みをする者の申出により、次の表の左欄に掲げる複数年一括支払を行う場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第1号の規定により減額することとし、年額1,500円に当該共済期間数を乗じて得た額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	300円
5	600円
10	1,500円

2 前項の規定にかかわらず、加入の申込みをする者が、同時に、兵庫県住宅再建共済制度約款による住宅に係る共済制度（以下「住宅再建共済制度」といいます。）に加入する場合には、同一の共済期間で加入することとするともに、この場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第2号の規定により減額することとし、次に掲げる金額とします。

- 新規加入 月額100円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）
- 継続加入 年額1,000円。ただし、加入の申込みをする者の申出により、次の表の左欄に掲げる複数年一括支払を行う場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第1号の規定により更に減額することとし、年額1,000円に当該共済期間数を乗じて得た額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	200円
5	400円
10	1,000円

3 第1項の規定にかかわらず、加入の申込みをする者が、既に、住宅再建共済制度に加入している場合における家財再建共済負担金の額は、条例第6条第6項第2号の規定により減額することとし、次に掲げる金額とします。

- 新規加入 月額100円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）
- 継続加入 年額1,000円。ただし、加入の申込みをする者が住宅再建共済負担金を複数年一括支払している場合であって、あらかじめ、当該加入者の申出により、当該住宅再建共済制度に係る残存する共済期間に相当する共済期間数を超えない範囲内で複数年一括支払いするときにおける家財再建共済負担金の額は、前項第2号ただし書の規定を準用します。
- 家財再建共済制度に既に加入している者が住宅再建共済制度への加入の申込みをする場合における家財再建共済負担金の額は、既に払い込んでいる家財再建共済負担金の額から、共済基金が別に定める割引額を減じて得た額とします。

家財再建共済給付金の給付額等（第6条）

加入に係る家財が存する住宅が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因とする災害により、倒壊、損壊、流失、埋没、焼失等の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊又は床上浸水の認定を受けた場合において、生活に必要な家財の購入又は補修をしたときは、加入者の給付申請に基づき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の家財再建共済給付金を給付します。

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊の認定を受けたものである場合	50万円
(2) 対象住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	35万円
(3) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の認定を受けたものである場合	25万円
(4) 対象住宅が床上浸水の認定を受けたものである場合	15万円

全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊とは、内閣府の定める災害の被害認定基準（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により、それぞれ当該自然災害に関して市町村においてなされる認定に基づくものとします。

区 分	被害の程度
床上浸水	住宅の床より上に浸水したも又は全壊、大規模半壊若しくは半壊に該当しないが、土砂や木のたれにより一時的に居住することができないもの

◆この約款は加入証書（葉書）と一緒に大切に保管してください。

個人情報の取り扱いに関する事項（（公財）兵庫県住宅再建共済基金）

加入者から収集した情報については、共済契約引き受けの判断、給付金の支払、共済契約の募集・継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。詳細については、ホームページをご覧ください。

*なお、本共済制度は地震保険とは異なる制度のため、共済負担金（掛金）は地震保険料控除の対象となりません。

加入申込書 記入例

太枠の中に、黒のボールペン等ではっきりとご記入ください。鉛筆、サインペン是不可です。

記入後、もう1度チェック!

- 約款をご確認いただきましたか。
- 太線内はすべて記入・押印されていますか。
- お申込み内容に○は記入されていますか。
- 口座振替の場合、書き損じ箇所は、二重線で消して、「金融機関届出印」による訂正印が押されていますか。(修正ペン等はお使いにならないでください。)

【訂正例】 再建太郎

新加入の方も、追加加入の方も、お申込み内容を確認し、枠に○をしてください。

加入者は、住宅所有者ご本人又は居住している賃貸住宅の契約者ご本人のお名前（法人の場合は法人名）をご記入ください。

既に当共済制度にご加入の方は、ご記入ください。

登記等の地番ではなく、住居表示の住所をご記入ください。郵便番号を忘れずに。

賃貸用住宅など現住所以外で住宅を所有している場合のみ、ご記入ください。

賃貸住宅に居住する賃借人が「家財再建」に加入する場合、必ずご記入ください。

それぞれ加入する戸数も忘れず記入してください。自ら居住している場合は「1」、賃貸住宅等は「2」。

●2とa~dのいずれかに○をしてください。○がない場合は、毎年度支払となります。

お申込み内容		<input type="checkbox"/> 1 住宅再建共済制度	追加でお申込みされる方へ		<input type="checkbox"/> (住宅再建共済)
加入 (追加) される共済制度の口に○をご記入ください。		<input checked="" type="checkbox"/> 準半壊特約	既に加入されている共済制度の点線部分を囲み、下欄に加入者番号をご記入ください。		<input type="checkbox"/> (準半壊特約)
		<input type="checkbox"/> 2 家財再建共済制度			<input type="checkbox"/> (家財再建共済)
加入者	個人	フリガナ 姓	再建	名	進
加入者	法人	フリガナ 会社名	代表者名	後職	
加入者	現住所	〒650-8567	兵庫県 神戸市 中央区 下山手通5-10-1		
加入者	加入対象の住宅	住宅の用途 (加入する戸数)	① 自己居住用 (計 1 戸) ; 2 賃貸等用 (計 戸)		
加入者	加入対象の住宅	住宅の形態	① 一戸建住宅 ; 2 集合住宅 (マンション等)		
加入者	加入対象の住宅	賃貸居住状況 (家財のみ記入)	1 民間賃貸 ; 2 公的賃貸 ; 3 その他		
加入者	加入対象の住宅	共済負担金の支払方法 (いずれかに○をしてください)	1 毎年度支払 ; 2 複数年一括支払 (初年度分+継続分を一括で支払) ; a 3年分 b 5年分 c 10年分 d 既加入の共済の加入期間に合わせる		

お支払は、金融機関・ゆうちょ銀行の自動口座振替による方法と、クレジットカードによる方法があります。どちらか1つを選んで記入してください。

フリガナ 口座名義人	サイケン ススム 再建 進	金融機関届出印
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 (右詰めで記入)
フェニックス (銀行)	信用金庫・信用組合・労働金庫	農協・漁協・その他
預金種別	1 普通 (総合)	2 当座

カードの種類	① JCB 2 VISA 3 MASTER
カード名義 (カード表面のとおり記載)	SUSUMU SAIKEN (例: SUSUMU SAIKEN)
ご署名	再建 進 (例: 再建 進)
カード番号	1234-1234-1234-1234
有効期限	04月 / 22年

鮮明に押印してください。受付できない例

不鮮明

重ね

はみ出し

- 金融機関への届出印を鮮明に押してください。
- 法人の場合の口座名義人欄は、代表者名等 (フリガナ含む) をお忘れなく。
- 預金種別は必ずどちらかに○をしてください。
- 金融機関番号・店番号の記入は不要です。
- 訂正がある場合は、二重線を引いて、訂正印 (金融機関届出印) を押してください。

- クレジットカードと同様のご署名を記入してください。
- クレジットカードの有効期限は、最短でもお申込みの月の翌月末までであることを確認してください。

加入申込書に必要な事項を記載の上、県内の郵便局の窓口 (簡易局除く) にお持ちいただくか、添付の封筒に入れて郵送 (無料) してください。

【訂正例】 再建太郎

*加入戸数が2戸以上の場合、加入する戸数分の共済負担金が必要となります。
*準半壊特約の「対象となる住宅」「加入戸数」「共済期間の終期」は住宅再建共済制度と同じとなります。

兵庫県住宅・家財再建共済制度 加入申込書

公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金 御中
私は、兵庫県住宅・家財再建共済制度の約款を了承し、次のとおり申し込みます。

202205-1-005-00001

太枠の中を楷書ではっきりと記入してください

お申込み内容 <input type="checkbox"/> 1 住宅再建共済制度 <input checked="" type="checkbox"/> 2 準半壊特約 <input type="checkbox"/> 3 家財再建共済制度 <small>加入(追加)される共済制度の□に○をご記入ください。</small> <small>※ 賃貸住宅のオーナーの方は、「家財再建共済制度」にはご加入できません。</small>		追加でお申込みされる方へ <small>既に加入されている共済制度の点線部分を囲み、下欄に加入者番号をご記入ください。</small>	
加入者番号		加入のサイン又は押印	
加入者 お名前	1 個人 フリガナ 姓 _____ 名 _____	電話番号 (携帯電話) _____	加入のサイン 又は押印 印
	2 法人 フリガナ 会社名 _____ 代表者名 _____ 役職 _____		
加入対象の住宅	現住所 〒 _____ 都道府県 _____ 市郡 _____ 区町村 _____	加入のサイン又は押印	
	所在地 〒 _____ 兵庫県 _____ 市郡 _____ 区町 _____	住宅の用途(加入する戸数) 1 自己居住用(計 _____ 戸) 2 賃貸等用(計 _____ 戸) 住宅の形態 1 一戸建住宅 2 集合住宅(マンション等) 賃貸居住状況(家財のみ記入) 1 民間賃貸 2 公的賃貸 3 その他	
次年度以降の継続分 共済負担金の支払方法 (いずれかに○をしてください) 1 毎年度支払 2 複数年一括支払(初年度分+継続分を一括で支払) a 3年分 b 5年分 c 10年分 d 既加入の共済の加入期間に合わせる			

※既に複数年一括支払でご加入の方が共済制度を追加する場合、既加入の共済期間までのご加入となります。
 ※お申込み内容に正確な記入がない場合、給付申請時に諸手続が必要になり、共済給付金の支給に月日を要したり、あるいは、給付金が支給されないことがありますので、ご注意ください。
 ※被災加入者情報の把握及び共済給付金給付手続を迅速・的確に行うことができるよう、あなたが所有する住宅所在地の市町と当基金において、あなたの被災情報について情報交換することがあります。

金融機関等口座振替用

クレジットカード支払用

※ 訂正の場合は、二重線を引いて、訂正印(金融機関届出印)を押してください。

下記指定金融機関 御中 **預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書**
(収・加) **兵庫県住宅再建共済**

私(口座名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を、下記の口座から預金口座振替又は自動払込により支払うことを承諾します。

フリガナ	_____	金融機関届出印	
口座名義人	_____	印	
種目コード	1 6 6	契約種別コード	3 0
通帳記号	1 _____	通帳番号(右詰めで記入)	0 _____
払込先口座番号	00930-1-297166	払込先加入者名	公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金
払込日	27日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)		
銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫	_____	店出張所	_____
農協・漁協・その他()	_____		
金融機関番号	_____	店番号	_____
預金種別	1 普通(総合)	口座番号(右詰めで記入)	_____
	2 当座		

受付局日附印

預金口座振替規定

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休日の場合は翌営業日)に預金口座から引き落としの上お支払いください。預金の引き落としに当たっては、当座勘定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。また、引き落とし後の代金領収書は請求いたしません。
 - 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されても差し支えありません。
 - この契約は、長期間にわたり下記団体から請求がないなど相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関は契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。
 - この預金口座振替について仮に疑義が生じても、貴金融機関の責めによるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をお掛けしません。
 - 共済契約にかかわる紛議については、私と下記団体の間で解決します。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込規定が適用されます。

振替日	毎月27日	金融機関使用欄
収納依頼企業名	公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金	本依頼書に不備のある場合は、下記番号に○印を付けてご返送ください。
収納代行企業名	SMBCファイナンスサービス株式会社	(不備返却理由) 1 預金取引なし 2 記載事項等相違 3 印鑑相違 4 その他()
委託者コード	23127000	検印
返送先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (公財)兵庫県住宅再建共済基金 業務課		照合
委託者番号	_____	受付

私(クレジットカード名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を私自身の所有する下記クレジットカードで支払うとともに、クレジットカード会員規約に基づいて支払うことを承諾します。

カードの種類	1 JCB 2 VISA 3 MASTER
カード名義(カード表面のとおり記載)	(例: SUSUMU SAIKEN)
ご署名	(例: 再建進)
カード番号	_____
有効期限	____月 / ____年

※クレジットカードの有効期限は、最短でもお申込みされる月の翌月末までであることをご確認ください。

クレジットカード支払に関する注意事項

- 当共済契約に基づく共済負担金は、クレジットカード名義人とクレジットカード会社との契約条件に基づき、所定の方法でクレジットカード名義人は当該クレジットカード会社に支払い、(公財)兵庫県住宅再建共済基金(以下「基金」といいます。)は当該クレジットカード会社から支払を受けるものとし、当該共済契約が自動更新された場合も同様とします。なお、お支払方法は1回払のみとさせていただきます。
- クレジットカードの発行会社の指示により、お客様へご連絡なしに新しい会員番号、有効期限でのお支払となる場合もあります。
- 当基金からは、請求書及び領収書は発行しませんので、クレジットカード会社から届く明細書をご覧ください。
- クレジットカード名義人と当該クレジットカード会社との間で当基金の責めによらない事由により紛争が生じた場合は、当該当事者間で解決するものとし、基金は一切の責任を負わないものとします。

委託者番号 _____

*記入漏れがないか再度ご確認ください。点線部分で切り離し、記入面を折って添付の封筒に入れて返送してください。

6 5 0 8 7 9 0

189

料金受取人払郵便

神戸中央局
承 認

9052

差出有効期間
2024年
4月30日まで
(切手不要)

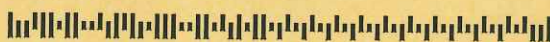
加入申込書在中

神戸市中央区中山手通6丁目1番1号

(兵庫県生田庁舎2階)

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

業務課 行



1

地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。



2

住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。



3

地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

フェニックス共済

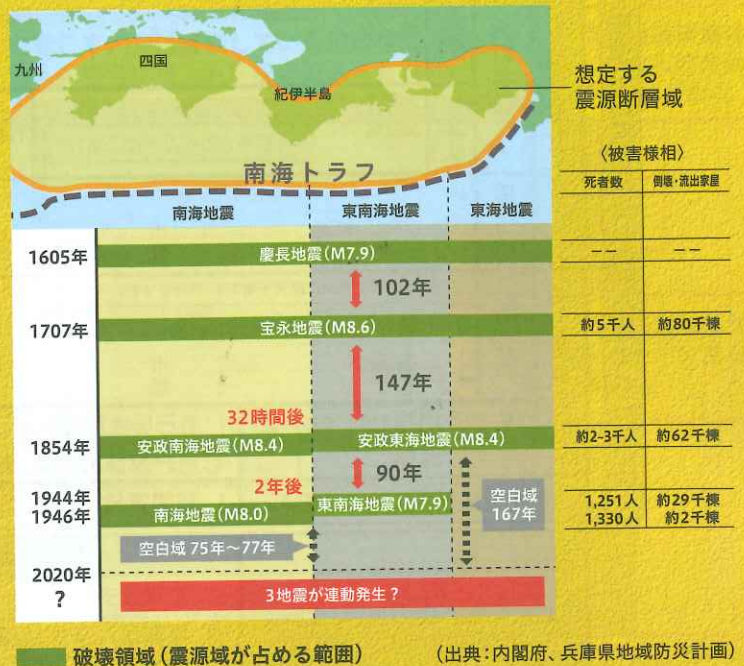


地震保険・他の共済

簡単な加入！迅速な給付！兵庫県が条例に基づき実施する安全・安心の制度

南海トラフ地震

南海トラフでは、繰り返し大地震が発生してきました。近年では1944年に東南海地震、1946年に南海地震が発生し、地震動や津波により甚大な被害が生じました。これらの地震発生からすでに70年以上経過し、次の大地震発生の可能性が高まっています。2013年に想定する震源断層域が兵庫県の一部まで拡大されました。



兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主な活断層

兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、有馬～高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外には上町断層帯など多くの活断層が分布しており、強い揺れを伴う地震の発生が想定されます。



(出典:兵庫県地域防災計画)